

新型コロナウイルスに関する注意喚起(第11報):
当地における感染状況等(3月16日現在)

- 本日現在の当地(DC, MD, VA)における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦・各州政府の主な措置等についてお知らせします。
- 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

1. 本日(3月16日)19時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

(1)ワシントンDC:22名

(2)メリーランド州:37名

<内訳>

- ・アナランデル郡(Anne Arundel):1名
- ・キャロル郡(Carol):1名
- ・タルボット郡(Talbot):1名
- ・チャールズ郡(Charles):1名
- ・ハーフォード郡(Harford):2名
- ・ハワード郡(Howard):1名
- ・バルチモア郡(Baltimore):4名
- ・バルチモア市(Baltimore):1名
- ・プリンスジョージズ郡(Prince George's):10名
- ・モンゴメリー郡(Montgomery):15名

(3)バージニア州:51名(2名死亡)

<内訳>

- ・アーリントン郡(Arlington):9名
- ・アレクサンドリア市(Alexandria):2名
- ・ジェームズシティ郡(James):10名
- ・スタッフォード郡(Stafford):1名
- ・スポットシルベニア郡(Spotsylvania):1名
- ・チェスターフィールド郡(Chesterfield):2名
- ・バージニアビーチ市(Virginia Beach):4名
- ・ハノーバー郡(Hanover):1名
- ・ハリソンバーグ市(Harrisonburg):1名
- ・フェアファクス郡(Fairfax):10名
- ・プリンスウィリアム郡(Prince William):3名
- ・プリンスエドワード郡(Prince Edward):1名
- ・ヨーク郡(York):1名
- ・ラウドン郡(Loudoun):5名

(注)上記内訳は保健当局が発表した時点の情報に基づき便宜的に記載しています。

2. 連邦・各州政府の措置等

(1)連邦政府

3月16日、トランプ大統領は、学校の休校、10人以上の集会を避けること、旅行やバー・レストラン等での飲食を避けること等を盛り込んだ新たな指針を発表しました。

◎「15 DAYS TO SLOW THE SPRED」(感染拡大を遅らせるための15日間)

https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2020/03/03.16.20_coronavirus-guidance_8.5x11_315PM.pdf

(2)ワシントン DC

3月16日、ボウザーDC市長は、新たな集会規則として市長令を発出しました。

(主な内容)

- ・DC内で50名以上が同時に一つの部屋または密閉空間(single confined or enclosed space)に集まる集会(含:講堂, 劇場, スタジアム, 大食堂等)の禁止
- ・例外: 複数の場所に分かれる場合, 同時に50名以上が集まらない場合, 政府内での集まり, (50名以上が同時に集まらない場合に限り)公立・私立学校・チャイルドケア施設, 交通機関の乗り継ぎ・待合所, オフィス, ホテル, 住宅, 食料品店, ショッピング・モール, 病院等
- ・例外に指定されていない機関が運営する, 60歳以上または深刻な病状を持つ者を主な対象とした10名以上の集会の禁止
- ・DC内のレストラン及び居酒屋(Taverns)は, 3月16日午後10時から4月1日午前6時までテーブル席を停止。デリバリー, 持ち帰りは可能
- ・DC内のクラブ, 多目的施設, ジムクラブ, スパ, マッサージ, 劇場は3月17日から営業を停止
- ・本令に従わない場合は, 民事, 刑事, 行政罰に科される
- ・本令は, 3月31日まで有効であり, 非常事態宣言中は延長されることもある

◎市長令(集会規則)

<https://mayor.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/mayorb/publication/attachments/MO-Prohibition-on-Mass-Gatherings-During-Public-Health-Emergency.pdf>

(3)メリーランド州

ア 3月15日、ホーガン知事は、州内すべてのカジノ施設、競馬場等を一時閉鎖する緊急命令を発出しました。

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/03/15/governor-hogan-issues-emergency-order-to-close-all-maryland-casinos-racetracks-and-simulcast-betting-facilities-to-prevent-the-spread-of-covid-19/>

イ 3月16日、ホーガン知事は追加の行政命令に基づく措置を発表しました。

(主な内容)

- ・州内すべてのバー, レストラン, フィットネスセンター, 映画館を閉鎖
 - ※ドライブスルー, 持ち帰り, デリバリーによるレストラン営業は可
 - ※食料品店, 銀行, 薬局, ガソリンスタンド等は営業継続
- ・50人以上の集会を禁止
- ・電気・ガス・水道・下水道・電話・ケーブル・インターネット料の未払いを理由とするサービス停止や未払い料金請求の禁止
- ・テナントへの立ち退き要求の禁止
- ・閉鎖された医療施設の再開, ベッド6,000床の追加
- ・州外医師資格(有効なもの)による医療行為の許可 等

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/03/16/governor-hogan-orders-closure-of-bars-and-restaurants->

(4)バージニア州

3月15日、ノーサム知事は以下の措置を発表しました。

- ・2週間、ペニンシュラ地区すべての地方政府(Newport News, Poquoson, Williamsburg, James City County, York County)のオフィス閉鎖(保健当局者は、現在ペニンシュラ地区にてクラスターが発生しており、市中感染の可能性ありと説明)
- ・州内の100名以上の公共行事禁止(屋外パレード、フェスティバル、集会、会議等を含み、空港、オフィス、病院、レストラン、食料品店等の通常活動は含まれない)

3. 上記のほかにも、感染予防対策として、連邦・州・地方政府レベルで各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては、連邦・州・地方保健当局が発信する情報や報道等により最新情報の把握に努めるとともに、引き続き感染予防に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館(領事班)まで御一報願います。

4. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP(新型コロナウイルス関連情報)

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html